



2021年5月20日

各位

会社名 株式会社エフ・シー・シー
代表者名 代表取締役社長 斎藤善敬
(コード：7296、東証第一部)
問合せ先 執行役員事業管理統括 大石安孝
(TEL. 053-523-2471)

取締役の報酬額改定および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等員である取締役を除く。）の報酬額を改定するとともに、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、関連する議案を2021年6月22日開催予定の第91回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額の改定

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月22日開催の第86回定時株主総会において年額500百万円以内とご承認いただいております。

このたび、取締役会の構成や役員報酬制度の見直しに伴い、本株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

当該報酬額の範囲内で、固定報酬である基本報酬に加え、個人評価報酬、業績連動賞与を支給することとし、各取締役への具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会で決定いたします。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、上記「1. 取締役の報酬額の改定」に記載のとおりご承認をお願いする報酬額とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(3) 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、上記「1. 取締役の報酬額の改定」に記載の報酬額とは別枠で年額 100 百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年 5 万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合には、分割比率または併合比率に応じて当該総数を調整します。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則または本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の常務執行役員に対しても、譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上